

緊急事態宣言発令

ふるさと長島を 守るために



役場窓口の飛沫感染防止策



火ノ浦に設置された看板



茅屋漁港に設置された看板

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府は4月16日、緊急事態宣言を全国に拡大しました。

これを受け、4月23日から町内の幼稚園や小中学校を臨時休校に、町内施設を臨時休館にしたほか、不要不急の外出自粛を町民の皆さんにお願いするなど対応しています。

役場窓口では、17日から透明シートなどを活用した手作りの仕切りで、来庁者と職員の飛沫感染防止の対応が取られました。

大型連休を前に町外からの来町者が増えることを想定し、22日からは町の玄関口である黒之瀬戸大橋入口付近や各港などに不要不急の外出自粛を呼び掛ける看板約100基が設置されました。

今後も町では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を防災無線や町ホームページなどを通じて随時、町民の皆さんにお知らせしますので、ご確認ください。

問い合わせ先
役場介護環境課環境衛生係
☎(86)1153[直通]

必ず申請しましょう

特別定額給付金

8月6日(木)まで

○支給対象者

令和2年4月27日現在に長島町の住民基本台帳に登録されているかた(基準日以前に住民票を消除されていたかたで、基準日において、国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも登録され

ておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて長島町の住民基本台帳に登録されることとなったかたを含む)

○給付金額

世帯構成員一人につき

10万円

○申請期限

8月6日(木)

申請方法

郵送	○必要なもの 印鑑、世帯主の通帳、世帯主の身分証明書(保険証、免許証、マイナンバーカードなど)の写し
窓口持参	○必要なもの 印鑑、世帯主の通帳、世帯主の身分証明書(保険証、免許証、マイナンバーカードなど) ○申請先=役場町民保健課
電子申請	マイナポータルで申請 ※マイナンバーカードを持っているかたが対象で、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要

問い合わせ先
役場町民保健課戸籍住民係
☎(86)1157[直通]